

航空事故調査報告書  
ロバートソン式B1-RD型超軽量動力機  
北海道網走市  
昭和61年7月20日

昭和62年7月15日  
航空事故調査委員会議決

委員長 武田峻  
委員 榎本善臣  
委員 西村淳  
委員 幸尾治朗  
委員 東昭

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

ロバートソン式B1-RD型超軽量動力機は、昭和61年7月20日、16時55分ごろ、北海道網走市藻琴の空き地(以下「滑走路」という。)で、場周飛行訓練中、エンジンが不調となり、墜落した。

同機には、機長ほか1名が搭乗していたが、死傷者はなかった。

### 1.2 航空事故調査の概要

#### 1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年7月25日、運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

547001

### 1.2.2 調査の実施時期

昭和61年7月28日 現場調査

昭和61年7月29日 エンジン分解調査

### 1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

## 2 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

ロバートソン式 B1-RD型超軽量動力機は、事故当日の15時40分ごろから、機長等により、機体及びエンジンの点検が行われた。機長の口述によれば、異常のないことを確認した後、気流の状態を調べるため、機長のみが搭乗して場周飛行を一回実施した。気流の状態が良好だったので、機長及び同乗者が搭乗して約20分間のジャンプ飛行及び場周飛行訓練を行った。

その後、再度場周飛行訓練のため、機長及び同乗者が搭乗して16時53分ごろ、同滑走路東側の末端より約100メートル内側の地点から滑走を開始し、約70メートル滑走した後、同機は浮揚した。同機が対地高度約20メートルを離陸上昇中、突然エンジンの出力が低下し、上昇飛行の継続が困難となった。このため、スロットル操作によるエンジン出力の回復を図ったが復調せず、機体が左に傾いたため回復操作を行い、機体は水平状態となったが、この間に機首が約90度左に変針し、滑走路西側末端の左先方の防風林(付図参照)に接近した。機長はこれを越えることができないと判断し、これを回避のため、左へ急旋回操作を行ったところ、滑走開始地点の西約600メートルのビート畑に墜落したことである。

事故発生時刻は、16時55分ごろであった。

### 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

なし

### 2.3 航空機の損壊に関する情報

#### 2.3.1 損壊の程度

大破

547002

## 2.3.2 航空機各部の損壊の状況

左右主翼スパー・チューブ	破 損
左エルロン	破 損
左右車輪	破 損
プロペラ	両ブレードともハブ付近で破損
ロア・キール	破 損

## 2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

なし

## 2.5 乗組員に関する情報

機長 男性 35才

飛行時間 約10時間(機長の口述による)

## 2.6 航空機に関する情報

### 2.6.1 航空機

型式 ロバートソン式 B1-RD型  
機体 3舵方式 フロント・エンジン 尾輪式

### 2.6.2 エンジン

型式 ロータックス式503型  
総排気量 497cc  
最大出力 45馬力  
使用燃料 混合油  
残燃料 約7リットル

## 2.7 気象に関する情報

目撃者の口述によれば、事故当時の天候は晴れ、南南東の風、風速3～5ノット、気温は19度Cとのことであった。

547003

### 3 事実を認定した理由

#### 3.1 解析

- 3.1.1 事故当時の気象は、事故に関連がなかったものと推定される。
- 3.1.2 事故発生まで、エンジンを除く機体には異常がなかったものと認められる。
- 3.1.3 同機のエンジンを分解した結果、キャブレタ・チャンバ内の燃料補給調節用フロート支持ピンに不純物が付着して凝結し、フロートの動きを制約していることが認められた。
- 3.1.4 同機のエンジン出力が低下したのは、キャブレタからエンジンへの燃料の供給が不十分であったためと推定される。
- 3.1.5 同機は、高度約20メートルを離陸上昇中、エンジン出力が低下し、機長は、直ちにスロットル操作によるエンジン出力の回復を図ったが、この間、同機の姿勢の保持に適切を欠いたことにより、同機は、左側の防風林の方向へ偏航しつつ下降したものと推定される。
- 3.1.6 機長が前方に防風林を視認し、回避のため、十分な速度のない状態で左への急旋回操作を行ったことにより、同機は失速し墜落したものと推定される。

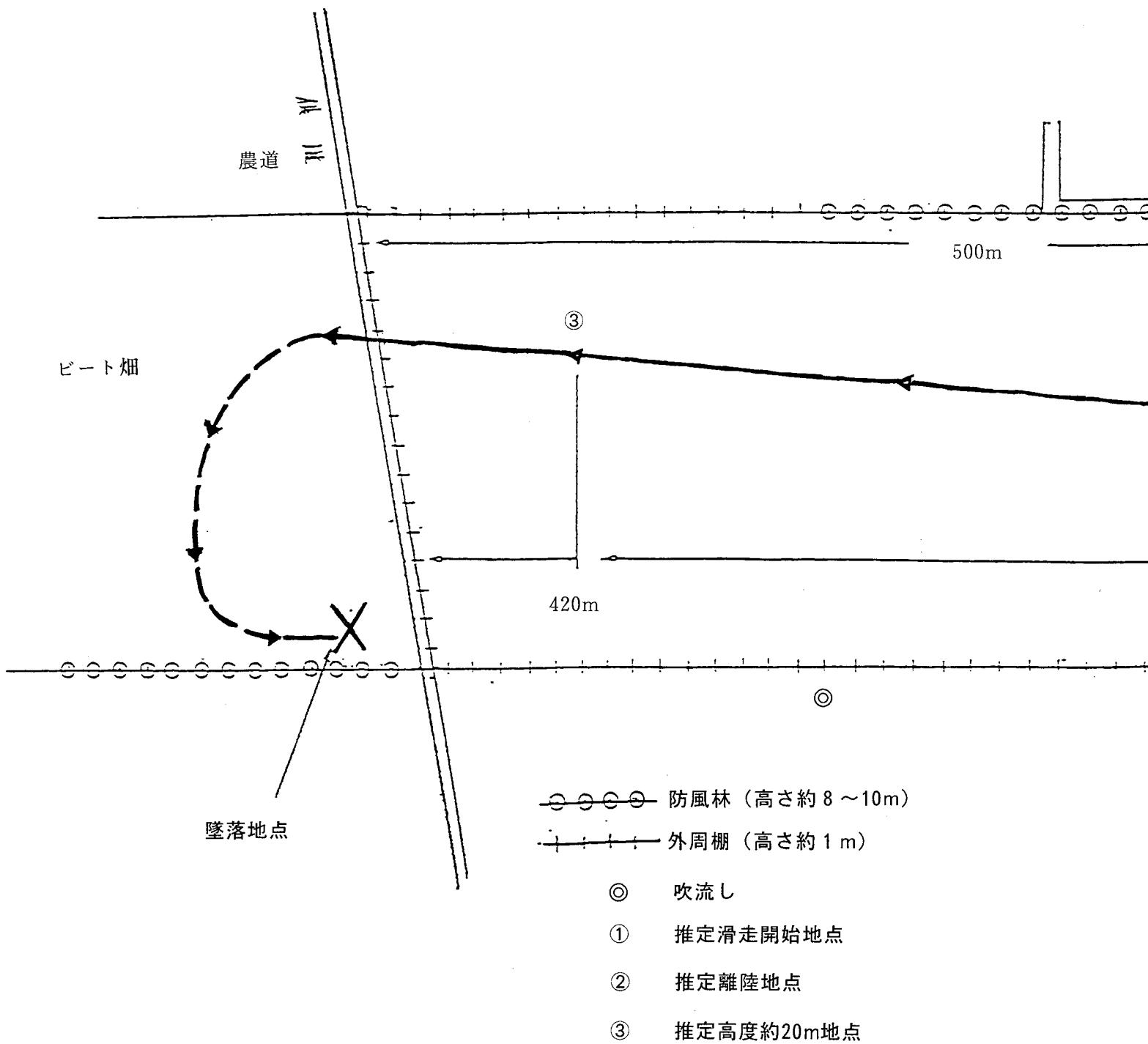
### 4 原因

本事故の原因は、離陸上昇中、エンジン出力が低下し、機長が回復操作を実施中、同機の姿勢の保持に適切を欠いたことにより障害物の方向へ偏航し、これを避けるため急旋回を行い失速したことによるものと推定される。

なお、同機のエンジン出力の低下については、キャブレタ・チャンバ内のフロートの動きが制約され、エンジンへの燃料の供給が不十分となったことが考えられる。

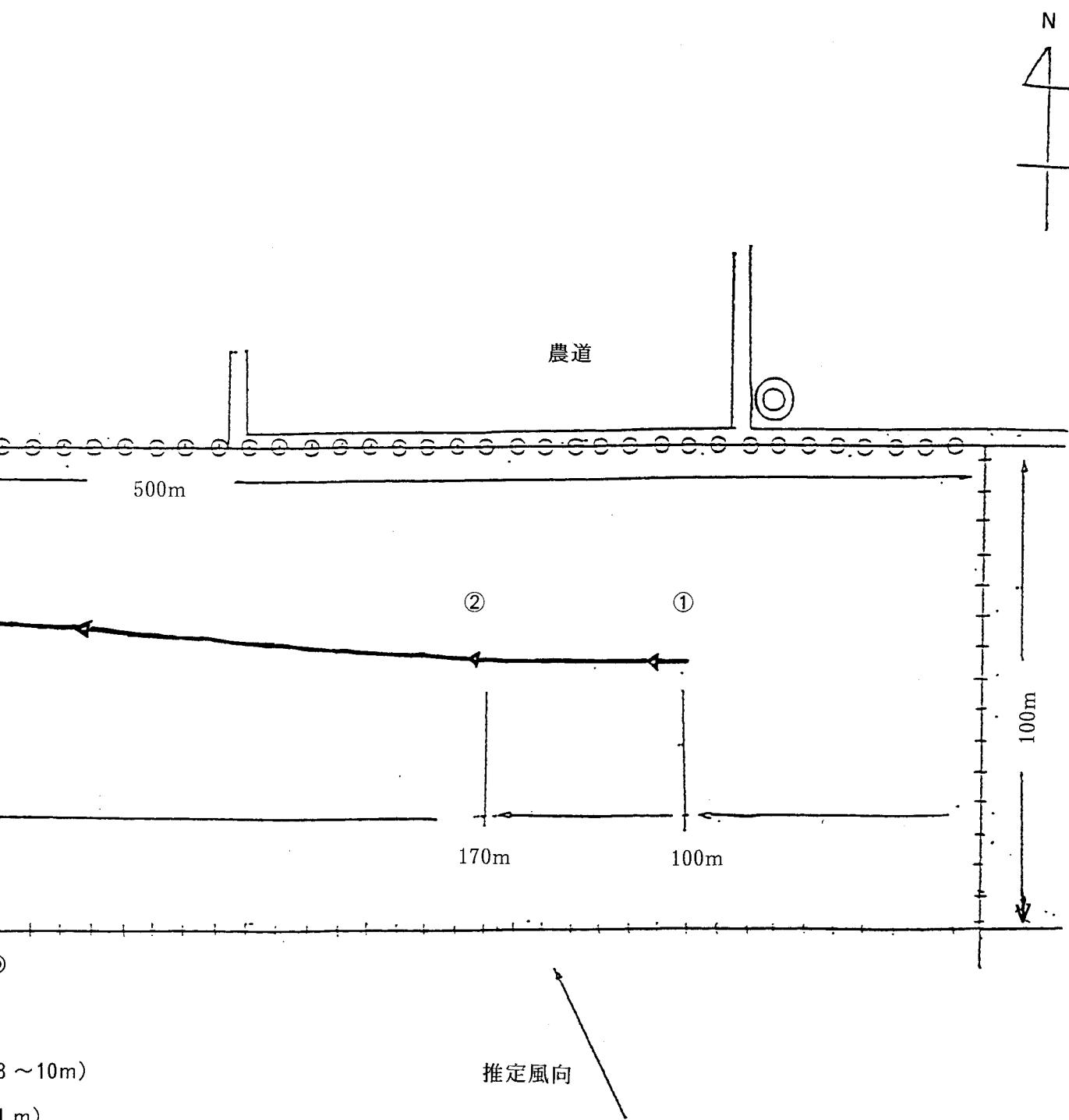
547004

## 現 場 見 取 図



547005-1

付図



3 ~10m)  
1 m)

点

地点

**547005-2**